



沖縄県
OKINAWA PREFECTURE

観光事業者

受入体制

再構築

支援事業

目的

令和4年10月以降、全国旅行支援(おきなわ彩発見NEXT)が開始されたことに伴い、旅行需要が回復傾向にあるものの、コロナ感染症に加え、物価高騰等による影響を受け、観光事業者の受入体制が整っていない状況にあることから、観光事業者の受入体制の再構築等のための事業に要する経費に対し、補助金を交付いたします。

申請期限・補助対象者

申請期限

令和5年8月31日木 → 10月31日火まで延長

※予算額に達し次第受付終了いたします。

補助対象者

沖縄県内に本社又は支店、営業所を有する観光事業者*で、以下の観光の事業を行う法人又は個人事業者

観光事業者とは

宿泊施設、観光施設、レンタカー、貸切バス、マリンレジャー、エコツーリズム、リゾートウェディング、通訳案内士、旅行代理店、飲食卸売、小売、その他専ら観光客に対して提供するサービス、商品等について継続的な取引関係を有する事業として知事が認めるもの

補助の対象となる事業・経費、補助金額等の詳しい情報は裏面をご覧ください。▶

補助事業

本事業における補助の対象となる事業は、観光の事業であって、喫緊の課題である人材確保、影響を受けた受入体制の改善や今後の観光需要に対応する前向きな投資に資する事業です。

補助対象経費

本事業における補助の対象となる経費は、令和4年10月1日から令和5年12月31日までの期間において、喫緊の課題である人材確保、影響を受けた受入体制の改善や今後の観光需要に対応する前向きな投資に要する経費であって、次に掲げる経費(消費税及び地方消費税を除く)です。

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費

具体的には、以下の経費を想定しています。

補助対象経費	• 人材確保に必要な広告、紹介手数料等に要する経費など
	• レンタカーの増車に対応する駐車場等に要する経費など
	• バリアフリーなどの受入に必要な施設改修やDXなどインフラ整備等に要する経費など

※ただし、事業の根幹を形成する直接的な経費(現従業員に対する賃上げ、新たに雇用する従業員の給与、レンタカーの購入費やリース料など)、受入体制の改善に直接関係しない経費(電気・ガス料金などの固定費、原材料費、金融機関に対する返済金など)は、補助の対象外となります。

補助金上限額

補助金の額は、補助対象経費の実支出額の8/10を乗じた額です。なお、補助金の上限額は、従業員数等に応じ、以下のとおりです。

区分	従業員数	上限額
法人	250人以上	500万円
	249人から200人まで	400万円
	199人から150人まで	300万円
	149人から100人まで	200万円
	99人から50人まで	100万円
	49人から10人まで	50万円
	9人以下	25万円
個人	区分なし	25万円

※計算例：従業員数が120人(申請時点の従業員数)の法人の事業者で、補助対象経費が以下の場合

例1) 補助対象経費 300万円 × 8/10 = 240万円(補助金 200万円) 上限

例2) 補助対象経費 250万円 × 8/10 = 200万円(補助金 200万円)

例3) 補助対象経費 200万円 × 8/10 = 160万円(補助金 160万円)

申請について

申請書類及び必要資料一式を、**WEBフォーム**または**郵送**にて申請受付期間内に申請ください。

申請書類は下記専用サイトよりダウンロードいただけます。確認の上、漏れなくご用意ください。

<申請時の留意事項>

※沖縄県観光事業者事業継続・経営改善サポート事業など、他の補助金と併用申請について、補助対象経費が重複しない場合は申請可能です。ただし、当該補助金を所管する国や地方自治体等にも併給可能かご確認ください。また、併用して申請する事業者は、補助金の経理は明確に整理してください。

※他の補助金の自己負担分に本事業を充当することはできません。

申請・お問い合わせ

沖縄県 観光事業者受入体制再構築支援事業事務局

〒900-0033 沖縄県那覇市久米2-4-16 大樹生命那覇ビル6階

TEL.098-880-6730

受付時間 10:00 ~ 17:00 ※土日祝を除く

E-mail : info@okinawa-kankousaikouchiku.com

申請書類・よくある質問
のダウンロードはこちら

<https://okinawa-kankousaikouchiku.com>



申請期限
令和5年
10月31日